

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

▼軽減の対象者

市民税非課税世帯であって、以下の①～⑤全ての要件を満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市が認めた者及び生活保護受給者です。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

※入所系サービスを利用する場合は、上記①～⑤に加え、配偶者が市民税非課税であること、預貯金が夫婦で2,000万円以下であることの二つの要件を満たさなければ食費・居住費（滞在費）は軽減対象にはなりません。

要件の説明

- 【扶 養】・・・別居していても、医療保険や税の申告等で市民税が課税されている者の被扶養者となっている場合等は、軽減対象にはなりません。
- 【生 計】・・・世帯が別でも、市民税が課税されている者と生計が同じであるような場合は、軽減対象にはなりません。
- 【収 入】・・・仕送り等も含みます。
- 【資 産】・・・住居の用に供するもの以外に、一定額以上の固定資産評価額の土地・家屋を所有している場合は、軽減対象にはなりません。

▼軽減の対象サービス

県及び市町村へ申出を行った社会福祉法人等が行う下記のサービスです。

- 訪問介護または訪問型サービス
- 通所介護または通所型サービス
- （介護予防）認知症対応型通所介護
- （介護予防）短期入所生活介護
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護福祉施設サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

裏面へ続く⇒

▼対象となる費用

- ①利用者負担額（1割負担分）
+
- ②食費・居住費（滞在費）及び宿泊費

※②は、低所得者の食費・居住費等の負担限度額について補足給付を適用した後の額（負担限度額適用後の額）です。

※旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人は、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額のみが軽減の対象です。

※生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額のみ全額軽減となります。

▼軽減の程度

利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、免除は行いません。

▼確認証

利用者の申請に基づき対象者であることを確認したときは、軽減の程度を記載した確認証を交付します。

軽減対象サービスを利用する際は、この確認証を事業所へ提示する必要があります。

▼申請者

本人またはその家族による申請となります。

▼申請に必要なもの ※生活保護受給者は申請書と印鑑のみ

- ①申請書、収入状況等申告書、同意書
- ②年金受取額（障害年金、遺族年金等の非課税年金も含む）が確認できるもの。
- ③全ての預貯金の通帳（定期・定額等も含む）
※昨年1月1日から最新の情報まで記帳したもので、被保険者世帯全員分が必要です。
- ④その他収入を証明する書類（源泉徴収票等）
- ⑤健康保険証
- ⑥印鑑（申請者及び被保険者世帯全員分）

※入所系サービスを利用する場合は、同居、別居を問わず配偶者の印鑑、預貯金の通帳が必要です。

▼申請窓口/問い合わせ先

延岡市 介護保険課 認定係 （電話）22-7071